

自動車の検査・登録及び整備に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成12年4月～13年8月
- 2 調査対象機関：国土交通省、関係団体、事業者等

【勧告日及び勧告先】 平成13年8月10日、国土交通省に対し勧告

【回答年月日】 平成14年6月28日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成15年9月19日

【行政評価・監視の背景事情等】

○ 自動車の検査・登録及び整備関係業務は、陸運支局（現運輸支局）及び自動車検査登録事務所において実施。このうち自動車の検査（検査場における検査）については平成14年7月に独立行政法人へ移行

自動車の検査・登録及び整備に係る業務は、検査登録手数料を主たる財源として自動車検査登録特別会計により運営。業務運営の効率化、要員の合理化等を含め経費の効率的使用が必要

検査・登録手続等に係る国民負担の一層の軽減、自動車分解整備事業者に対する効率的かつ効果的な監督も必要

この行政評価・監視は、自動車の検査・登録及び整備に関する制度及び運営の実態について調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 検査・登録業務の実施体制の見直し (1) 組織の合理化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>独立行政法人化に伴う業務及び要員の独立行政法人への移行を踏まえ、陸運支局等の業務体制の減量、効率化を図り、組織の在り方を見直す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>自動車検査独立行政法人への移行見込みは約900人であり、検査部門の要員の大半が独立行政法人へ移行。移行後の陸運支局等に残される検査業務体制(書類の審査等を担当)について組織の大幅な見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員規模(平成11年度末)は、陸運支局の検査部門で5人から31人(登録部門は6人から33人)、事務所の検査部門で1人から24人(登録部門は1人から20人) <p>調査した22事務所中、国土交通省が事務所新設の目安としている年間現車検査件数(27,000件)を下回る事務所が4。上記検査業務体制の見直しを行う中で、組織の在り方を検討の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4事務所の要員1人当たりの現車検査件数、主要登録件数は22事務所平均の60パーセント未満 ・ 要員規模も22事務所の平均20.1人に対し、4事務所では3人(約15パーセント)から12人(約60パーセント) 	<p>(「回答」時に確認した改善措置状況 : 「その後の回答」時に確認した改善措置状況)</p> <p>陸運支局(注1)及び自動車検査登録事務所(以下「陸運支局等」という。)が実施していた業務のうち検査場における検査(以下「現車検査」という。)については、平成14年7月1日をもって自動車検査独立行政法人(以下「自動車検査法人」という。)に移行した。これに伴い、国土交通本省から6人、地方運輸局及び陸運支局等の管理部門から74人、陸運支局等の検査担当部門から791人の計871人の要員を自動車検査法人に移行させるとともに、全国の52陸運支局及び36自動車検査登録事務所(以下「検査登録事務所」という。)の組織について、次のとおり見直しを実施(注2)</p> <p>14陸運支局に置いていた次長(計15人)のうち、東京、大阪及び愛知の3支局(各1人)を除き12人を廃止</p> <p>陸運支局のうち、整備課とは別に前任自動車検査官を置いて検査業務を行っていた28支局の前任自動車検査官(28人)及び全国で1支局のみに置いていた次席自動車検査官(1人)の合計29人を廃止し、すべての支局において、整備課が自動車検査業務を併せて実施</p> <p>検査登録事務所のうち、従前から前任自動車検査官及び前任自動車登録官の両者を置いて検査業務及び登録業務を実施していた33事務所について、この両者を廃止し、検査部門及び登録部門を統合(新たに前任自動車検査・登録官を設置)</p> <p>(注)1 平成14年7月1日に、当時の陸運支局及び海運支局が再編統合されて、現在は運輸支局となっている。 2 勧告において調査対象外であった沖縄県に置かれる機関については、全項目において改善措置の内容から除いている。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 要員の合理化及び施設整備の適正化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検査担当要員については、現車検査件数を主たる業務量指標とし、業務量に対応した要員配置となるよう見直しを行うこと。また、検査業務について、非常勤職員で対応可能な業務範囲を見極めつつ、非常勤職員の活用を推進すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>検査担当要員1人当たりの現車検査件数は、比較した陸運支局間で最大2.1倍、検査登録事務所間で2倍の較差</p> <p>検査要員の監督の下で非常勤職員に定型的、反復的な業務を処理させているものがある一方、同様の業務を検査要員が行っているものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員の活用例：申請書類の受付、添付書類の確認等の形式審査、OCR（光学的文字読取装置）への投入等 	<p>これまで陸運支局等において一体的に実施してきた自動車の検査業務に係る要員1,006人のうち、引き続き国が実施する業務（検査関係窓口業務、街頭検査・出張検査業務等）に係る要員については、自動車検査法人が発足する平成14年7月1日をもって、年間の検査申請件数、出張検査回数等を業務量指標とし、これらの業務量に対応した配置となるよう見直しを行い、運輸支局及び検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に215人を配置（この結果、検査業務に係る要員のうち791人が自動車検査法人に移行）</p> <p>運輸支局等における検査業務に係る要員は、今後とも、上記の考え方に基づいて業務量に対応した配置を行っていく方針</p> <p>自動車検査法人については、国土交通省として、中期目標（期間は平成14年7月1日から19年3月31日まで）を定めるとともに、当該中期目標を達成するために自動車検査法人が作成した中期計画を認可。このうち、中期目標においては、「業務運営の効率化に関する事項」として、「継続的に組織のあり方の検討を進めること」を指示</p> <p>これを踏まえ、自動車検査法人の中期計画では、「業務量の変化に適宜、柔軟に対応できるよう組織のあり方の検討を継続的に進めていくこと」を方針とし、平成14年度及び15年度の年度計画において、各事務所等(注)の検査要員について、業務量等に応じて配置の見直し等を行うことを明定</p> <p>(注) 自動車検査法人には、地方機関として9検査部及びその下に81事務所が設置（このほか、自動車検査法人の本部直轄の事務所として、沖縄県内に3事務所が設置されている。）。このうち、検査部においてはブロック機関としての管理業務及び現車検査業務を、事務所においては現車検査業務を、それぞれ実施</p> <p>また、申請書類の確認・受付、自動車検査証の交付、OCR等のオペレータ業務、業務処理件数確認等の運輸支局等における定型的な業務について、検査要員の監督の下で非常勤職員を活用している実態もあるため、平成15年1月に開催した地方運輸局技術課長会議の場等を通じて、各地方運輸局に対し、予算の範囲内において非常勤職員の効率的な活用を図るよう徹底</p> <p>既に一部の運輸支局等においては、業務の繁忙期等窓口の混雑状況を勘案しつつ、適宜非常勤職員の活用を図っているところであり、今後とも、予算の範囲内において、非常勤職員の効率的な活用を図る方針</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <p>登録担当要員については、業務量及び業務内容に対応した適正な要員配置となるよう、主要登録件数等を基礎とした要員の配置方法に則って見直しを行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>登録担当要員1人当たりの主要登録件数は、比較した陸運支局間で最大2.6倍、検査登録事務所間で最大2.2倍の較差</p> <p>調査した54陸運支局等のうち9陸運支局では、登録担当要員を主に一般会計に属する旅客、貨物等の輸送行政部門に配置(14人)</p> <p>(勧告)</p> <p>施設の整備は、需要を的確に把握した上で行うこと。また、施設の移転跡地の処分を促進するとともに、処分までの間の管理を適切に行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>陸運支局等の施設整備の状況をみると、以下の事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄区域の分割縮小により見込まれていた職員数の減少が、庁舎建て替えの床面積算定に反映されていないもの(1例) ・ 施設移転後20年以上経過しているにもかかわらず、跡地の処分が行われず、維持管理も適切に行われていないもの(1例) 	<p>登録担当要員については、業務量や業務内容に対応した適正な要員配置を行うため、登録担当要員が6人以上である運輸支局等について、主要登録業務量(注)を配置要員数で除した登録担当要員一人当たり主要登録業務量の運輸支局等間の較差を1.5倍以内に是正することとし、平成14年5月、各地方運輸局に対して方針を指示。この方針に基づき、平成14年7月の地方運輸局の組織再編並びに15年度の定員要求及び定員削減において登録担当要員の配置の見直しを実施</p> <p>この結果、登録担当要員一人当たり主要登録業務量の運輸支局等間較差が、平成14年4月時点で1.5倍を超えるものが4地方運輸局管内の17陸運支局等、そのうち2倍以上のものが3地方運輸局管内の4陸運支局等であったところ、15年4月時点では2倍以上の較差が解消し、1.5倍を超えるものが1地方運輸局管内の3運輸支局等にまで改善。今後とも引き続き、登録担当要員一人当たり主要登録業務量の運輸支局等間較差の是正目標を1.5倍以内とし、主要登録業務量の推移を見ながら適正な要員配置に努める。</p> <p>(注) 自動車の登録のうち、新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録及び現在登録証明の5種類の登録業務量である。</p> <p>施設の整備については、勧告の趣旨を踏まえ、施設整備の需要を的確に把握した上で計画的に実施するなど、施設整備の適正化を図ることとし、平成13年10月の地方運輸局担当者会議の場等を通じて、各地方運輸局に趣旨を徹底</p> <p>また、施設の移転跡地処分の促進、移転跡地の管理についても、上記の会議の場等において、移転跡地の処分及び管理を適切に行うよう指示</p> <p>指摘を受けた札幌陸運支局第二検査場跡地については、国の機関及び関係地方公共団体に対して買取意向調査を実施した結果、いずれの機関においても買取りの意向がないため、平成15年度中に一般競争入札を実施すべく準備を進めている。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 出張検査及び出張登録の見直し (勧告)</p> <div data-bbox="114 288 817 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出張検査の開催基準に満たない出張検査は中止又は集約すること。また、開催場所は、他の陸運支局等及びその管内の出張検査開催地との距離も踏まえて定めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>調査した67か所の出張検査のうち8か所が開催基準を満たさず。また、管轄の陸運支局等との距離は開催基準を満たしているものの、隣接の陸運支局管内の出張検査開催場所との距離が近接し、調整が必要なもの(40キロメートル未満、1か所)あり</p> <p>(勧告)</p> <div data-bbox="114 906 817 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>出張検査及び出張登録のうち実績が低調なものについては、開催場所が離島である等特殊な事情がある場合を除き、出張検査等の中止又は開催回数的大幅な削減を行うこと。また、出張人員の規模を適正なものとする。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>利用実績が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張検査の中には、実績が低調な例(離島9か所を除く58か所中7か所は平均(現車検査85件/回)の半分以下)及び業務量に比較して出張人員が多い例あり ・ 出張登録は全般に実績が低調。中には、1回当たり10件に満たないものあり 	<p>出張検査については、隣接する他の運輸支局等及びその管内の出張検査開催場所との距離も踏まえた基準とするため、平成15年3月、出張検査開催場所の指定基準を改正し、各地方運輸局に通知(「自動車の出張検査場の指定について」(平成15年3月18日付け国自技第338号自動車交通局技術安全部長通達))</p> <p>具体的には、道路距離基準(運輸支局等と出張検査開催場所の間及び出張検査開催場所相互の間の距離がそれぞれ40キロメートル以上であること。)の明確化を行うとともに、年間現車検査件数の基準(500件以上)を新たに設定</p> <p>この新しい指定基準に基づき、全国の出張検査開催場所140か所について点検を行った結果、指定基準に満たない出張検査開催場所43か所のうち、平成15年3月末までに11か所を廃止するとともに、4か所を2か所に集約。また、残る28か所のうち特に存続が必要と判断した4か所を除き、18か所を廃止するとともに、6か所を3か所に集約することとし、それぞれの予定時期を明確化</p> <p>今後とも、出張検査開催場所については、新しい指定基準により見直し等を行っていく方針</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、出張検査開催1回当たりの現車検査件数が少なく、出張検査の実績が低調なもの(2か所)については、平成14年4月から、出張検査の回数を削減</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、今後とも、出張検査開催1回当たりの現車検査件数が少なく、出張検査の実績が低調なものについては、出張検査の中止又は開催回数の削減を検討していく方針</p> <p>出張登録については、開催1回当たりの登録件数が少ないなど出張登録の実績が低調なものについて、開催場所の施設を設置・運営する関係団体等と調整を図った上で、出張登録を廃止等することとしており、19か所で実施していた出張登録のうち、平成14年7月までに4か所を廃止し、1か所を休止したほか、今後5か所を廃止することとし、それぞれの予定時期を明確化</p> <p>また、平成14年7月から、自動車検査法人により現車検査業務が行われることとなったことを契機に、運輸支局等においては、出張検査の開催における国の検査要員の出張を原則として1名とし、効率的な出張を行っているところ</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <p>出張検査及び出張登録を開催する場合には、広く利用機会が確保されるよう、開催についての広報等に努めること。</p> <p>(説明)</p> <p>陸運支局等は出張検査・登録の開催についての広報を行っておらず、事実上特定の整備事業者による利用が限定されている(ユーザー車検等の実績は皆無)。</p> <p>2 検査・登録及び整備に関する規制の見直し</p> <p>(1) 定期点検項目の簡素化</p> <p>(勧告)</p> <p>自動車技術の進歩等に対応し、平成10年12月の運輸技術審議会答申を踏まえつつ、自動車の点検結果等について継続的に調査等を行い、自動車使用者の負担軽減の観点から定期点検項目の見直しを行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>整備事業者から入手した点検整備記録簿により、合計368台の自家用乗用車について点検項目別の要整備率をみると、2年点検項目56項目のうち、35項目は要整備率5パーセント未満(うち1パーセント未満は18項目、0パーセントのものも8項目あり)</p> <p>○ 装置の電子化により点検の必要がない車種が増加してきていることなどから、簡素化の検討の必要がある項目(点火時期等)あり</p>	<p>出張検査及び出張登録の開催に係る広報等については、勧告の趣旨を踏まえ、広く利用機会が確保されるよう、出張検査及び出張登録の開催場所を維持・運営する関係団体等に働きかけを行っているところ</p> <p>出張検査及び出張登録の開催場所を維持・運営する関係団体等に働きかけを行った結果、関係団体等の中には、開催場所に開催日程等の掲示を事前に行うなど、広報の実施方法等について具体的な検討に着手するものが出始めたところ</p> <p>今後とも継続的に関係団体等に対する働きかけを実施</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、定期点検項目の見直しを行うことを目的に、定期点検項目の点検整備状況について実態調査を行っているところ</p> <p>具体的には、平成13年8月20日に自動車関係団体に協力依頼を行い、計約10,000台の車両について、自動車整備事業者、自動車運送事業者等から調査表等により整備車両の点検整備状況を報告してもらうこととしたところであり、当面、3か年程度の調査結果をとりまとめ、公表するとともに、点検項目の見直しについて検討し結論を得ることにしている。さらに、以降も、同様の調査を毎年度継続的に実施することにより、車両の点検整備の実態を把握する予定</p> <p>定期点検項目の点検整備状況について、引き続き実態調査を行っているところであり、現在、平成14年度調査結果の集計及び15年度調査の準備を行っているところ。今年度の調査が終了した段階で、調査結果を取りまとめ、点検項目の見直しについて、専門家等からなる検討会において検討し、できるだけ早期に結論を得るとともに、その結果を公表する予定</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 検査・登録及び整備に関する申請手続の簡素化等 (勧告)</p> <p>自動車整備事業の認証申請及び指定自動車整備事業の指定申請の審査における申請書類の利用実態を調査し、これを踏まえ申請を審査する上で必要性が乏しい書類を廃止し、申請書類を簡素化すること。</p> <p>(説明)</p> <p>自動車分解整備事業の認証申請等における申請書類の中には、一部の地方運輸局のみが提出を求めており、かつ必要性が乏しいものあり</p> <p>(3) 監査業務の効率的かつ効果的な実施 (勧告)</p> <p>自動車分解整備事業者に対する監査を効率的かつ効果的に実施する観点から、自動車分解整備事業者に対する過去の監査結果等を整理・活用し、事業者ごとに監査頻度を設定して監査を行う等により、監査実施の重点化を図る必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>監査による違反等の指摘は一部の事業者に集中する傾向あり。一方、調査した22陸運支局のうち14支局では、苦情等に基づく監査を除き、監査対象事業者の選定について特段の重点化の方針を有せず(中には全事業者に対しローテーション重視で監査計画を策定するとしているものあり)</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p>自動車分解整備事業関係申請書類及び当該申請に係る添付書類については、電子申請への対応も含め、平成13年10月以降、地方運輸局担当者を交えつつ申請書類の統一化、簡素化等の見直しに関する検討を行ってきたところであり、この結果に基づき、14年7月頃を目途に、各地方運輸局に対し通達を発出し、申請書類及び添付書類の統一化、簡素化を図る予定</p> <p>各地方運輸局に対し、「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け国自整第63号国土交通省自動車交通局長通達)を発出し、自動車分解整備事業の認証申請及び指定自動車整備事業の指定申請における申請書類の統一化、簡素化等を行うよう指導</p> <p>各地方運輸局では、この通達に基づき、事業場の写真など当該申請を審査する上で必要性が乏しい書類を廃止し、申請書類の統一化、簡素化を図るため、平成15年7月までに、地方運輸局における関係要綱を改正</p> <p>自動車分解整備事業者に対する効率的かつ効果的な監査の実施については、監査実施方法に係る意見等を各地方運輸局から聴取した結果に基づき、平成14年5月14日、各地方運輸局長等に対し、「自動車整備事業の監査方針について」(平成14年5月14日付け国自整第10号国土交通省自動車交通局長通達)を発出。同通達においては、過去の監査結果等を含め、指定整備事業者に係る各種情報を積極的に収集するとともに、これらを整理・活用した上で監査を実施することを明定し、今後は、通達の内容に基づき監査実施の重点化を進める方針</p> <p>上記通達を受けて、各地方運輸局、運輸支局等では、監査方法を見直すとともに、監査計画や監査の種類ごとの実績を定期的に把握した結果に基づき、監査を実施しているところ</p> <p>具体的には、各地方運輸局、運輸支局等の監査計画に基づき、点検整備に係るユーザーや自動車検査部門等からの苦情情報がある自動車整備事業者及び過去の監査において行政処分を受けた自動車整備事業者については重点監査を、過去の監査において特に問題のなかった自動車整備事業者についてはパトロール監査又は書面監査を実施するなど、重点化を図りつつ、効率的かつ効果的に監査を実施</p> <p>今後とも、必要に応じ、各地方運輸局等に対し、監査を効果的、効率的に実施するよう指導していく方針</p>